

3-14-10 津波警報等の発表に伴う避難勧告等の基準概要（当面の運用）

気象庁から津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合、釜石市の避難勧告・避難指示（緊急）は、次の区分により実施する。（東日本大震災以降）

津波予報の種別及び避難指示（緊急）・避難勧告等の別				
種別	防災行政無線による放送内容の例	予想される津波の高さ	海岸付近の居住者等の行動	避難勧告等の別
大津波警報	緊急放送、緊急放送、避難指示発令。大津波警報が発表されたため、沿岸部に避難指示を発令しました。直ちに河川や海岸から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。	10m超 (10m<予想高さ)	直ちに高台（安全な場所）へ避難する。	避難指示（緊急）
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	緊急放送、緊急放送、避難指示発令。津波警報が発表されたため、沿岸部に避難指示を発令しました。直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。	3m (1m<予想高さ≤3m)	直ちに高台（安全な場所）へ避難する。	避難指示（緊急）
津波注意報	緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。津波注意報が発表されたため、沿岸部に避難勧告を発令しました。海岸付近は危険です。速やかに高い場所に避難してください。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	速やかに高台（安全な場所）へ避難する必要がある。	避難勧告

※注1 津波の予報に係るm数は、放送には加えない。（過小評価の恐れがあるため）

※注2 津波予報発表による避難勧告等の基準は、原則として上記の通り運用するものとする。ただし、危機管理の観点から、災害発生の危険を感じると見込まれるとき、危険が切迫していると認められるときには、釜石市災害対策本部会議の決定により、更に、上位の判断基準によることができる。